

「いじめ防止基本方針」

北海道当別高等学校

1 いじめ防止等対策の基本的な方針

（１）基本理念（北海道いじめの防止等に関する条例第３条）

- ① いじめの芽はどの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにします。
- ② 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めます。
- ③ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服します。

【留意事項】

- ア) いじめを受けた生徒にも何らかの原因や責任があるという考え方はあってはならない。いじめにつながるような不適切な方法で問題解決を図ることで、いじめの芽が生じ、いじめに向かわないよう未然防止に努める。
- イ) けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習に取り組み、将来の夢や希望をもって、主体的に個性や能力を伸ばす力を育成する。

（２）いじめの定義（北海道いじめの防止等に関する条例第２条）

いじめとは「生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの」【概要】をいう。

（３）いじめの禁止

「いじめは生命または身体に重大な影響を生じさせる決して許される行為でない」という認識に立ち、生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で家庭や地域住民と連携して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、学校全体の活動を通じて、生徒の心豊かな人間性を育てる教育の充実を図る。

（４）学校及び職員の責務

- ① 「いじめはいつでも、どの生徒にも起こりうる」「いじめ見逃し０」という意識を持ち、生徒のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- ② いじめを認知した場合は、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ 学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。事実の確認後、対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。

（５）いじめの解消（少なくとも２つの要件が必要）

- ① いじめに係る行為が止み、少なくとも３か月の継続を目安とする。
 - ② 被害生徒及び保護者が心身の苦痛を感じていない。
- いじめ解消の見極めには「学校いじめ対策委員会」を活用し、保護者、専門家などを含めた集団で判断し、その後も生徒の観察は継続する。

2 いじめ防止等に向けた取組プラン

（１）発達支持的生徒指導による取組

- ① 教育活動全体を通じた「人権教育」の推進

- (例) 「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」を踏まえた指導
- ② 多様性に配慮した学校づくり
- (例) 異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保した授業を実施
- (例) 子ども理解支援ツール「ほっと」の活用
- ③ 生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組
- (例) 生徒が自主的に行うホームルーム活動や生徒会活動等の充実
- (例) よりよい人間関係を構築する学校行事等での異年齢交流の充実
- ④ 生徒の社会性や規範意識を育む教育活動
- (例) 道徳科を要とし、教育活動全体を通した道徳教育の充実
- (例) 地域の住民と連携して行うボランティア活動、体験活動等の充実

(2) 課題未然防止による取組

- ① 生徒や保護者等への「学校いじめ防止基本方針」の周知、理解促進
- ② 生徒自らがいじめの防止に取り組む活動の推進
- (例) 生徒会活動等で生徒がいじめの未然防止について考える活動の充実
- ③ 家庭や地域と連携し、多様な教育資源を活用した道徳教育の推進
- (例) 地域や北海道独自の教材を活用した道徳教育の充実
- ④ いじめ防止に関わり、専門家等と連携した取組の推進
- (例) 専門家との連携による「SOSの出し方に関する教育」の充実
- (例) 警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止に向けた「情報モラル教育」の充実
- (例) 保健師等との連携による性犯罪・性暴力防止に向けた「生命(いのち)の安全教育」の充実
- ⑤ 「性的マイノリティ」や、多様な背景を持つ生徒への指導や支援
- (例) 学習面、行動面、対人関係への指導・支援と、生徒が相談しやすい環境の整備

(3) 課題早期発見対応による取組

- ① いじめの積極的な認知と「いじめ見逃しゼロ」の徹底
- (例) いじめの早期発見のためのチェックリスト等の活用、定期的なアンケートや個人面談等の実施
- (例) 認知したいじめの「学校いじめ対策組織」への報告の徹底
- (例) 生徒がいじめについて相談しやすい環境の整備
- (例) 教育相談体制について生徒や保護者への周知、相談環境の工夫
- ② 「学校いじめ対策組織」に報告された情報整理及び認知の判断
- (例) 収集した情報をまとめる「いじめ対策チーム」の明確化
- (例) 「いじめ問題チーム支援シート」等による情報収集
- (例) いじめ認知、対応方針の決定及び対応方針の可視化した情報共有
- ③ 適切なアセスメントに基づく被害・加害児童生徒、関係生徒への対応
- (例) 「学校いじめ対策組織」における対応方針等の確認、決定、対処
- (例) いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すための取組及び継続的な観察・見守り、SC等と連携した教育相談(心のケア)の実施
- (例) いじめを行った児童生徒への毅然とした指導と成長支援の視点に立った指導、観衆や傍観した児童生徒等への指導

(4) 困難課題対応生徒指導による取組

- ① 学校いじめ対策組織による「ケース会議」の実施
- (例) SCやSSW等を交えたケース会議においてアセスメントを行い、指導方針と具体的対応のプランニングを検討
- (例) ケース会議の検討を踏まえ、被害及び加害の児童生徒・保護者に、

指導や援助の方針を説明し対応

- ② 道教委「外部専門家チーム」「いじめ問題『緊急支援チーム』の活用
(例) 学校だけでは解決することが困難な事案は、生徒を徹底して守る観点から、専門家等の助言を得た適切な生徒及び保護者への対応
(例) いじめの解決に向けた校内での教職員研修等の実施
- ③ 関係機関等との連携
(例) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応
(例) 保護者等に対し、警察との連携の趣旨や具体的対応について周知

(5) 生徒指導体制、家庭・地域・関係機関との連絡体制

- ① 学校におけるいじめの防止等に関する措置
(例) 「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止のための年間指導計画(学校いじめ防止プログラム等)の改善・充実に向けて学校評価を活用した点検・見直し
(例) 「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を参考に、自校の事案対処マニュアルや「学校いじめ対策組織」のチェックリスト等を作成し、不断に点検・見直し
(例) 「学校いじめ対策組織」での会議録、いじめアンケート(原本)、相談記録の整備、保存
- ② 学校相互間の連携、関係機関等との連携
(例) 進級、転校等の際に、当該学校間におけるいじめ等に関する指導記録等の引継ぎの実施
(例) 外部専門家を加えた「学校いじめ対策組織」の設置
(例) 警察など関係機関等との連絡窓口の確認、学校警察連絡協議会(生徒指導連絡会議等)での情報共有

3 学校いじめ対策委員会

(1) 設置の意義

教職員がいじめの問題を抱え込まず「複数の目」で組織的に、専門家「外部の目」の参加による対応で、実効的ないじめ問題の解決に資する。

(2) 構成

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、総務部員、教務部員、進路指導部員、園芸デザイン科長、家政科長、該当教諭(学級担任、教科担任、部活動顧問等)、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

(3) 役割

- ① いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ② いじめに係る情報の収集と記録、迅速な共有
- ③ いじめであるか否かの判断
- ④ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するための対処プラン策定及び実行
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行、検証・修正

(4) 取組

- ① いじめの防止・早期発見
- ② いじめ事案の対応

- ③ 生徒理解に関すること
- ④ いじめ対策に関する研修の実施

(5) 会議

定例会、いじめ事案発生時には緊急開催とする。

(6) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、生徒指導部と連携し、速やかに事実確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合、いじめを速やかに止めさせる。再発を防止するため、「いじめを受けた生徒・保護者に対する支援」及び「いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言」を継続的に行う。
- ③ いじめの関係者間における争いを生じさせないため、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有できるよう必要な措置を講ずる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては所轄警察署及び教育局と連携して対処する。

4 いじめ早期発見のための措置

- (1) 教育相談週間（4月、11月）・早期発見チェックリストの実施（5月）・子ども理解支援ツール「ほっと」の活用（6月）
- (2) いじめ実態調査・生徒対象いじめアンケート調査年2回（6月・11月）・教育相談の実施年2回
- (3) いじめ相談体制・いじめ相談窓口（養護教諭）の活用・生徒指導部・スクールカウンセラーの活用
- (4) いじめ防止等の対策に関する人材育成（資質向上）・いじめ防止等に関する研修を年間計画に基づいて実施し、職員の資質向上を図る。

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対処する。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育局に速やかに連絡する。
- (2) 教育局と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

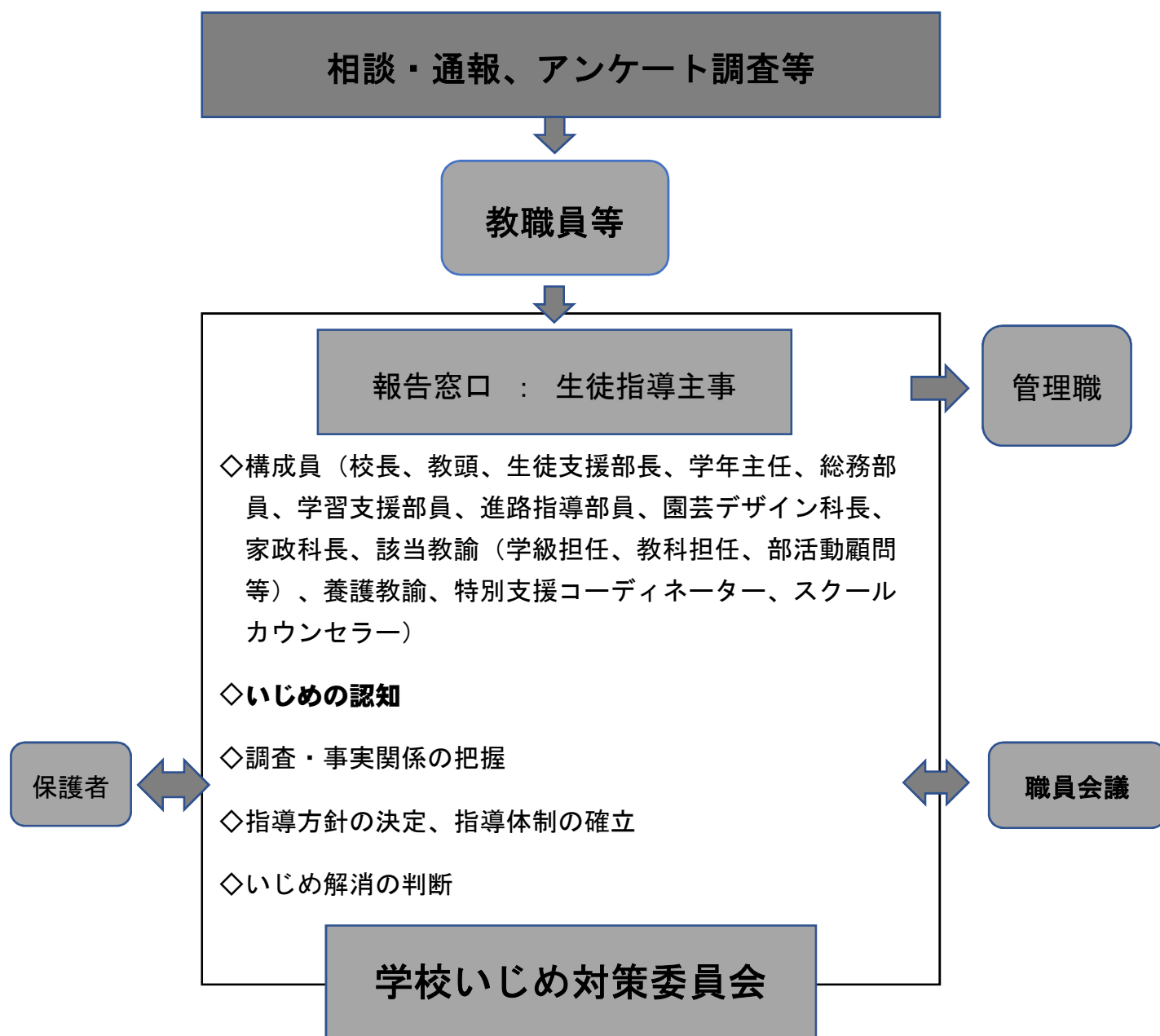
6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に評価する。

次の2点を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

いじめ対応のフローチャート図



【留意事項】

- 1 生徒の生命を守ることを第一に考え、チャートを基本に「いじめ対応」を行う。
- 2 生徒指導主事が窓口となるが不在等の場合は、管理職へ報告し迅速な対応を行う。
- 3 調査・事実関係の把握は、被害者に寄り添い、丁寧で迅速な対応を行う。
- 4 把握した事実を「学校いじめ対策委員会」で情報共有、指導方針を決定し指導体制を確立、保護者報告、職員会議で情報共有する。
- 5 指導方針どおり指導を行う。「いじめ解消」の判断については、対応方針に基づき「学校いじめ対策委員会」で判断する。

当別高校 学校いじめ防止プログラム

4月	第1回学校いじめ対策委員会
	いじめ防止対策方針確認・公表
	①教育相談週間
5月	早期発見チェックリスト実施
	①フォームによる相談アンケート実施
	(1)いじめ対応に関する校内研修
6月	第1回いじめアンケート
	第2回学校いじめ対策委員会
	子ども理解支援ツール「ほっと」
7月	いじめアンケート結果公表
8月	②フォームによる相談アンケート実施
9月	I「学校いじめ対策組織」チェックリスト実施
	第3回学校いじめ対策委員会

10月	(2)いじめ対応に関する校内研修
11月	第2回いじめアンケート実施
	第4回学校いじめ対策委員会
	②教育相談週間
12月	いじめアンケート結果公表
	学校評価アンケート実施
1月	第5回学校いじめ対策委員会
	③フォームによる相談アンケート実施
2月	II「学校いじめ対策組織」チェックリスト実施
3月	第6回学校いじめ対策委員会

1 「学校いじめ対策委員会」

- (1) 定例会議 4月、6月、9月、11月、1月、3月
- (2) 緊急会議 いじめ事案が発生した際に開催

2 いじめ対応に関する校内研修

- (1) 第1回（5月）「コンパス」を参考にした研修
- (2) 第2回（10月）専門家による研修

3 相談内容の点検・確認

- (1) 教育相談週間（4月、11月）の内容確認・情報共有
- (2) フォームによるアンケート（5月、8月、1月）の内容確認・情報共有

4 学校いじめ対策組織の評価

- (1) 中間反省会議に向けて評価・点検・公表
- (2) 反省会意義に向けて評価・点検・公表